

前橋市告示第326号

一般廃棄物処理実施計画（令和2年前橋市告示第194号）の一部を次のように改正し、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により次のように告示します。

令和2年5月29日

前橋市長 山本 龍

【ごみ処理計画】4の一般廃棄物の収集の収集方法、処分方法の（10）一般廃棄物の区域外処分等の①及び②を次のように改める。

【ごみ処理計画】

4 一般廃棄物の収集の収集方法、処分方法

（10）一般廃棄物の区域外処分等

①市外で排出された一般廃棄物の市内処分は、次のとおりとする。

排出事業者	高崎市	沼田市
種類	廃蛍光管	廃蛍光管
排出量	20t/年	4t/年
収集運搬業者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処分の場所	前橋市駒形町1326-1	前橋市駒形町1326-1
処分業者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処理方法	破砕	破砕
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	玉村町	渋川市内のベルク渋川店他1店舗
種類	枝木、木質家具類、畳	可燃ごみ（食品廃棄物）
排出量	520t/年	28t/年
収集運搬業者	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団	(株)丸越
処分の場所	前橋市力丸町487-1	前橋市富士見町赤城山字上横道1204-1663
処分業者	(株)ログ	リプロテック(株)
処理方法	チップ加工 バイオマス燃料化	堆肥化
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	吉岡町内のフレッセイ吉岡店他1店舗	渋川市
種類	可燃ごみ（食品廃棄物）	廃蛍光管
排出量	6 t／年	1.7 t／年
収集運搬業者	(株)丸越	渋川市
処分の場所	前橋市富士見町赤城山字上横道1204-1663	前橋市駒形町1326-1
処分業者	リプロテック(株)	(株)ナカダイ
処理方法	堆肥化	破砕
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで

②市内で排出された一般廃棄物の区域外処分は、次のとおりとする。

排出事業者	前橋市内の庄や前橋店他4店舗	前橋市内のとりせん4店舗他3店舗
種類	食品廃棄物	食品廃棄物
排出量	56.4 t／年	64.233 t／年
収集運搬業者	(株)サニタリーセンター	(株)環境システムズ
処分の場所	埼玉県本庄市新井字川原788番地外	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処分業者	(株)サニタリーセンター	(株)アイル・クリーンテック
処理方法	堆肥化	堆肥化
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	前橋市内のベイシア前橋モール店他2店舗	前橋市内のアピタ前橋店
種類	食品廃棄物	食品廃棄物
排出量	21.60 t／年	96.00 t／年
収集運搬業者	(株)ヤマキ	(株)群成舎
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処分業者	(株)アイル・クリーンテック	(株)アイル・クリーンテック
処理方法	堆肥化	堆肥化
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで